

久国第1340号  
令和7年12月17日

久喜市国民健康保険運営協議会  
会長 宮澤 幸一様

久喜市長 梅田 修



国民健康保険事業について（諮問）

このことについて、久喜市国民健康保険条例第3条及び久喜市国民健康保険に関する規則第2条に基づき、次の事項について、久喜市国民健康保険運営協議会の意見を求めます。

記

諮問事項

- (1) 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税率及び賦課限度額の改正）について

## 久喜市国民健康保険税率等の改正について

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）において、令和9年度の保険税水準の準統一にあたっては、県が示す市町村標準保険税率どおりに賦課することになっております。

このような中、本市においては、被保険者の急激な負担増に配慮する観点から、令和5年度以降、段階的に税率を引き上げているところです。

このことから、令和8年度の税率を下記の改正内容のとおり設定したいので、ご審議の上、ご答申くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 国民健康保険税率等の改正内容

区 分	税 率	令和8年度 (改正案)	令和7年度 (現 行)	差 分
医療給付費分	所得割率	8.08%	7.81%	+0.27 ㊦
	均等割額	47,500 円	39,000 円	+8,500 円
	賦課限度額	660,000 円	650,000 円	+10,000 円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.82%	3.09%	▲0.27 ㊦
	均等割額	17,000 円	16,600 円	+400 円
	賦課限度額	260,000 円	240,000 円	+20,000 円
介護納付金分	所得割率	2.41%	2.87%	▲0.46 ㊦
	均等割額	17,100 円	16,200 円	+900 円
	賦課限度額	170,000 円	170,000 円	±0 円
子ども・子育て支援 納付金分	所得割率	0.26%	—	+0.26 ㊦
	均等割額	1,600 円	—	+1,600 円
	18歳以上 均等割額	100 円	—	+100 円
	賦課限度額	政令と同額 <sup>※1</sup>	—	皆増
合 計	所得割率	13.57%	13.77%	▲0.20 ㊦
	均等割額 <sup>※2</sup>	83,300 円	71,800 円	+11,500 円
	賦課限度額 <sup>※3</sup>	1,090,000 円	1,060,000 円	+30,000 円

※1 子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は、今後、地方税法施行令に規定される予定。

※2 18歳以上均等割額を含む。

※3 子ども・子育て支援納付金分を除く。

#### 2 施行期日

令和8年4月1日

## 国民健康保険税基礎課税額等に係る課税限度額の改正について

### 1 改正の理由

国民健康保険税の課税限度額の改正などが盛り込まれた令和7年度税制改正大綱が、令和6年12月27日に閣議決定されました。

被保険者間の税負担の公平性の確保及び低中所得者層の税負担の軽減を図る必要があることから、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、国民健康保険税の賦課限度額を法定額に設定するため、基礎課税額（医療給付費分）及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引き上げ並びに子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額の設定を行うものです。

### 2 改正内容

次のとおり、国民健康保険税に係る賦課限度額をそれぞれ改めるものです。

- (1) 基礎課税額（医療給付費分）：現行の65万円から66万円
- (2) 後期高齢者支援金等課税額：現行の24万円から26万円
- (3) 子ども・子育て支援納付金課税額：地方税法施行令に規定される予定の額

※介護納付金課税額に係る賦課限度額の改正はありません。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

#### 【参考】

年度	令和8年度 (改正案)	令和7年度 (現行)
基礎課税額	66万円 (+1万円)	65万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円 (+2万円)	24万円
介護納付金課税額 (40歳から64歳)	17万円 (±0万円)	17万円
子ども・子育て支援 納付金課税額	政令と同額 (皆増)	—
合計 (子ども・子育て支援 納付金課税額を除く)	109万円 (+3万円)	106万円